

東広島市道路占用料徴収条例（昭和51年条例第11号）新旧対照表

○東広島市道路占用料徴収条例

昭和51年3月26日

条例第11号

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料(新)	占用料(旧)	備考欄
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	480円	420円	
	第2種電柱		730円	650円	
	第3種電柱		990円	880円	
	第1種電話柱		430円	380円	
	第2種電話柱		680円	610円	
	第3種電話柱		940円	830円	
	その他の柱類		43円	38円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	4円	4円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	2円	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	420円	370円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	260円	230円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	850円	760円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円	320円	
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	870円	960円	
その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	850円	760円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	18円	16円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円	23円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円	34円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円	45円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円	68円	

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			100円	91円			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			180円	160円			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			260円	230円			
	外径が1メートル以上のもの			510円	450円			
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	3円	新規追加		
			その他のもの			9円	新規追加	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本1年につき	680円		新規追加	
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	430円		新規追加	
			地下に設けるもの		260円		新規追加	
	その他のもの				850円		新規追加	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートル1年につき	850円		新規追加	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの				Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの				Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				430円	480円		
	地下に設ける通路				260円	290円		
	その他のもの				850円	760円		

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	9円	10円	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	87円	96円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	87円	96円	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	870円	960円	
	標識		1本1年につき	680円	610円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	9円	10円	
		その他のもの	1本1月につき	87円	96円	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	9円	10円	
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	87円	96円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	870円	960円	
		その他のもの		430円	480円	
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	850円	760円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	87円	96円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円	76円	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た	Aに0.005を乗じて得た	

	るもの		額	額	
		階数が2のもの	Aに0.006 を乗じて得た 額	Aに0.008 を乗じて得た 額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007 を乗じて得た 額	Aに0.01を 乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.025 を乗じて得た 額	Aに0.033 を乗じて得た 額		
政令第7条第9号に掲げる 施設	建築物		Aに0.019 を乗じて得た 額	Aに0.019 を乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.014 を乗じて得た 額	Aに0.013 を乗じて得た 額	
政令第7条第10号に掲げ る施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022 を乗じて得た 額	Aに0.023 を乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.014 を乗じて得た 額	Aに0.013 を乗じて得た 額	
政令第7条第11号に掲げ る応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける もの		Aに0.019 を乗じて得た 額	Aに0.019 を乗じて得た 額	
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た 額	Aに0.023 を乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて得た 額	Aに0.033 を乗じて得た 額	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025 を乗じて得た 額	Aに0.033 を乗じて得た 額	

政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額		新規追加

備考

- 1 この表において「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 この表において「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 この表において「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 この表において「A」とは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合にあつては、立地条件、収益性その他土地価格の形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 金額の欄に単位の表示のないものの単位は、円とする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が1年未満であるとき、又はその占用期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお、その期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月として計算する。
- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が1月未満であるとき、又はその占用期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月として計算する。